

政策体系及び評価予定表

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 実績目標は、施策目標の達成度を評価するために、具体的な施策や事務事業について、①定量的に実績の測定が可能なものは定量的目標、②定量的な実績の測定が困難なものは定性的目標を掲げたものである。
- (4) 評価指標は、実績目標の達成状況を測定するために、①実績目標を達成するために実施している施策等に関する定量的な指標、②定量的な指標を設定することが困難な場合には参考となりうる関連指標を掲げたものである。
- (5) 評価予定表は、それぞれの施策目標について、本計画の計画期間内の政策評価の概ねの実施時期を示したものである。なお、計画期間内のそれぞれの年度において政策評価を実施する施策目標については、その都度実施計画においてこれを定める。
- (6) 評価に当たっては、各施策目標について、実績目標の達成状況をもとに、社会経済情勢の変化等の外的要因の影響などを考慮した上で、必要に応じて定性的な観点を加え、総合的に評価することとする。
- (7) なお、今後、具体的に評価を実施する中で、施策目標の各々の特性を十分に検証し、その評価手法について、知識・経験を蓄積するとともに、新たな手法の開発や必要な情報・データの収集など、実績目標、評価指標の改善に努めるものとする。

政策体系及び評価予定表の見方

施策目標について、実績目標の達成状況の測定を中心とした実績評価、又は制度等の見直し(実績目標の達成状況を含む。)を行う総合評価を実施

施策目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること

5-1 結核等感染症の発生・まん延の防止を図ること

<実績目標>

・都市部におけるDOTS対策の実施を図ること

【評価指標：結核の患者・感染症者数、塗抹陽性患者数、小児（14歳以下の結核新規発生患者数）】

・若年層の性感染症対策を図ること

【評価指標：感染症発生動向調査における性器クラミジア、淋病の発症数】

・法に基づく予防接種の実施を推進すること

【評価指標：法に基づく予防接種の対象疾患の患者数、死亡者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モニ	総合	実績	総合	・H16の総合評価は、DOTS対策関連を中心に実施 ・H17の実績評価は、性感染症対策を中心に実施 ・H18の総合評価は、予防接種の実施の推進を中心に実施
13	14	15	17	18	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・感染症予防法（平成10年法律第114号）附則第2条の規定（H16目処見直し） ・性感染症に関する特定感染症予防指針（少なくとも5年ごとに見直し） ・予防接種法の一部を改正する法律（平成13年法律第116号）附則第2条の規定（H18目処見直し）					

平成15年度は、平成14年度の評価指標の数値についてモニタリングを実施

平成17年度は、平成17年度までの実績について性感染症対策を中心に実績評価を実施

平成18年度は、予防接種法の一部を改正する法律附則第2条の規定に基づく見直しの際に総合評価を実施

(基本目標)

- 1 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
- 2 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
- 3 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
- 4 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
- 5 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境を整備すること
- 6 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
- 7 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
- 8 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- 9 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- 10 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
- 11 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
- 12 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること